

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 八年 三月 三十日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ヤナギ薬局	横手市雄物川町今宿字今宿六九番地	令和八年三月六日